

新たに店舗を賃借又は取得し小売業・飲食業などの  
お店を開くと

最大で50万円の工事費  
最大で60万円の賃借料※  
さらに専門家による経営指導

支援が受けられます!



<p>対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 補助対象者 市内で小売業・飲食業の新規出店する中小企業・個人事業主</li> <li>□ 補助対象経費 工事費（店舗の内装及び外装費）、賃借料（※中心市街地区域内に出店する場合に限る、開店後6ヶ月目から12ヶ月間）</li> </ul>
<p>補助率 限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工事費：対象経費の2分の1（最大50万円）</li> <li>□ 賃借料：対象経費の5分の1（1月あたり5万円上限）</li> </ul>
<p>主な 条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 1日6時間以上（うち11～20時に3時間以上）営業すること</li> <li>□ 1週間当たり5日以上（うち1日は土日曜を含む）営業すること</li> <li>□ 市、商店街等が行うにぎわいづくりに積極的に参加すること</li> <li>□ 地域経済団体、商店街等への加盟に努めること</li> </ul>

(注)詳細は市HPをご覧ください

経営指導を受けていただいた活用者様の声



当店は居抜き物件だったのですが、それでも改装に費用がかかる部分がありました。店内の塗装や、店外の手すり・看板の設置などに補助金を交付していただきました。

また、専門家のフォローアップ支援も受けられるとのことで、開店後から半年経った時に経営のアドバイスをいただきました。当時行っていたキャンペーンの効果的な打ち出し方などを助言いただき、以降の経営でも参考にさせていただきました。

新規出店時に補助金を受けられるということはそれ以降の店舗の運営にも余力を生んでくれますし、さらに経営指導で維持発展を目指した支援をしていただけて大変ありがたかったです。

かっぱ食堂さま

# 本補助金制度の流れ

## ● 工事費・経営指導

申請書提出	必要書類を添付のうえ、交付申請書を5、7、9、11、1月の初日までに市に提出してください。
WEB審査 交付決定	審査員2名にWEBプレゼンを行っていただき、その結果を踏まえ、補助金の交付決定を行います。交付決定は締切月の下旬頃を予定しています。
事業開始 事業完了 実績報告提出	交付決定後に改装工事を実施してください。事業完了後は速やかに必要書類を添付のうえ、実績報告書を市に提出してください。
請求 支払	補助金の交付確定通知書を受け取ったのちに請求書を提出してください。請求書を受領した後に補助金を支払います。
開店	交付決定から5年以内は店舗変更報告の必要があります。
経営指導	開店後、6・18ヵ月後に専門家による経営指導を受けることができます。

## ● 賃借料(中心市街地区域内のみ)

申請書提出	開店後6ヶ月後に、必要書類を添付の上、市に提出してください。次年度に引き続き申請する場合、4月中に市に提出してください。
内容審査 交付決定	市で申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います
事業開始 事業完了 実績報告提出	補助対象月の賃借料の最終支払完了後、速やかに必要書類を添付のうえ、実績報告書を市に提出してください。
請求 支払	補助金の交付確定通知書を受け取ったのちに請求書を提出してください。請求書を受領した後に補助金を支払います。

※中心市街地区域の地図については、市HPに掲載しています新規店舗が対象エリアに該当するか分からない場合は、産業振興課までお問い合わせ下さい

## フォローアップ支援

### 中小企業診断士など 専門家による経営指導

Pick  
Up!!

この補助金を受けられた方は、開店前、開店後6ヶ月及び18ヶ月を経過した時に、中小企業診断士等の専門家の経営指導を受けることができ、店舗にて2時間以内の経営指導を行います

例えばこんな時に、

- 現在の経営状況の把握と分析を行いたい
- 顧客獲得のための広報戦略を考えたい
- アルバイト・社員教育に力を入れたい

#### ● 申請方法

- 開店前:工事費の交付決定時にご相談下さい
- 開店後6,18ヵ月を経過した時:市から開店後5、17ヵ月目にメールを送付しますので、経営指導を希望する方は、相談書を記入し産業振興課に提出ください

#### ● 大まかな流れ

- 希望する中小企業診断士等がいる場合は、経営指導日の2ヵ月前に申し出て下さい
- 経営指導予定日の2週間前までに経営指導相談書を提出していただきます

## 兵庫県の支援

### 商店街若者新規出店チャレンジ 応援事業補助金

商店街の空き家店舗への新規出店・開業を支援しています。詳細は、下記産業活性化センターHPをご覧ください

対象事業	商店街の空き店舗への新規出店・開業
対象者	創業予定者、中小企業基本法に定める中小企業者（出店後すみやかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること）
補助期間	補助金の交付決定日～令和9年3月末
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード(正面外装)整備費
補助率	対象経費の1/6(市から1/6以上の補助が必要)
限度額	最大75万円(ただし、市の補助額を上限とする)

【問い合わせ先】

公益財団法人ひょうご産業活性化センター  
電話：078-977-9116  
HP：<https://web.hyogo-iic.ne.jp>



本制度に関するお問い合わせは

川西市産業振興課 市民環境部  
産業振興課（商工担当）

〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市役所2階7番

電話：072-740-1162

メール：[kawa0181@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0181@city.kawanishi.lg.jp)

HP：<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp>



本事業は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用しています

作成・発行 令和8年4月